



「利用者料金政策の在り方」 に関する意見

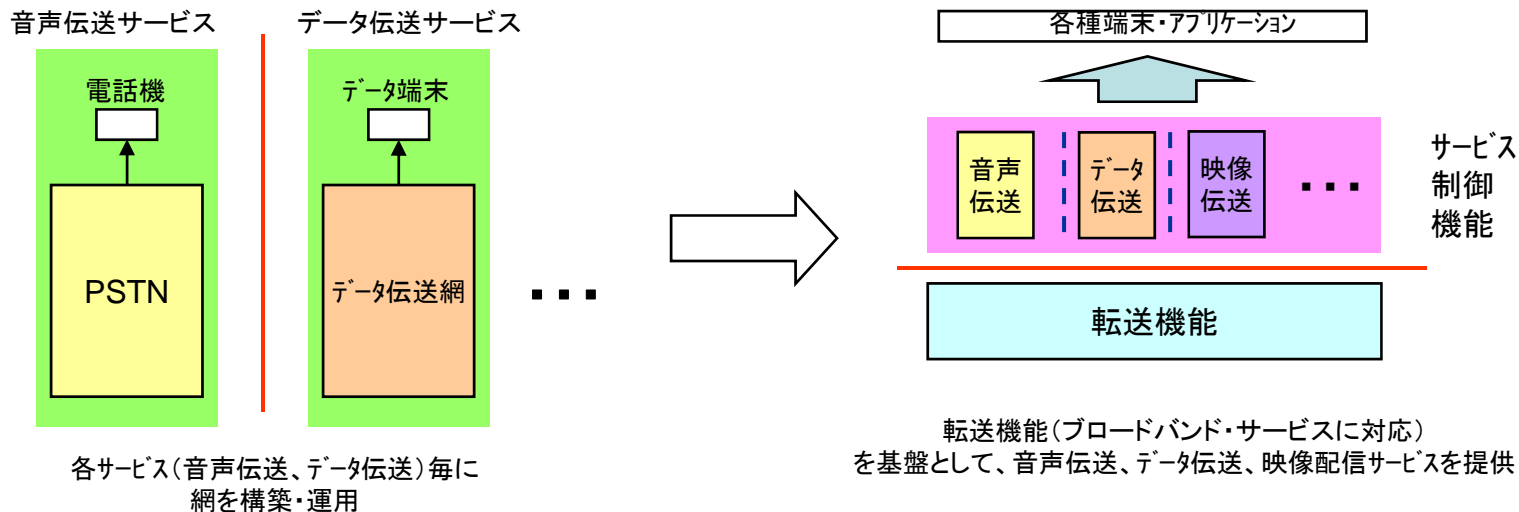
平成20年7月11日(金)

社団法人 テレコムサービス協会

1. 現状の認識

(1) 市場構造の変化

従来は電気通信役務毎に通信網が構築・運用されたが、NGNでは転送機能とサービスが分離され、転送機能上に多様なサービスが構築される。



(2) 競争環境の変化

ブロードバンド市場におけるFTTHへの移行が進展する中、FTTH市場におけるNTT東西の回線契約数シェアが、71.4%に達している。光ファイバ回線シェアも78.9%と高水準である(競争状況報告2007)。

2. 現行の利用者料金制度の問題点

(1) 利用者料金規制の在り方

我が国においては、過去、電気通信役務の料金は競争促進により大幅に下がり、これに伴い利用者料金は、原則、事前規制から事後規制となった。しかし、今後、国民生活・経済に大きな影響を及ぼすと予想されるブロードバンドサービスの市場を注視すると、ブロードバンドサービス市場におけるNTT東西の寡占化傾向が強まりこそあれ(競争状況評価2007)、競争の促進による料金の低廉化は容易に期待できない状況である。

一方、海外においてもブロードバンド化・IP化の進展に伴い、市場環境が多様化・複雑化する中、競争環境の整備及び利用者利益の保護の観点から、従前の規制を見直す動きがある。

我が国においても、今後、現行の料金規制を維持しつつも、不十分な点(後述)を改善しつつ、一層の競争促進によりブロードバンドサービス等に係る利用者料金の低廉化を図るべきと考えます。

(2) IP網への移行過程における矛盾

PSTNからIP網への市場構造の変化に伴いPSTNの需要が減少し、接続料および通話料が上昇する問題は、ユニバーサルサービスと同根の問題であり、2010年初頭を目途に抜本的な解決策について検討を行う必要があると考えます(それまでの間は、現状通り、X値をCPIに固定)。

3. 今後の利用者料金政策について

(1) 指定電気通信役務の見直し

ブロードバンド・サービスを基盤とする多様なサービスの創出が可能になり、利用者ニーズに基づくバンドル型のサービスの提供、広告収入によるコスト吸収モデルなど、新しい料金方式が出現する中で、役務毎に利用者料金を規制する手法はますます複雑・困難になることが予想されます。

この点、現行の指定電気通信役務制度においては、相対取引が許容されていることから、これに関するセーフガードを設けることにより、公正な競争ルールを整備し、料金の低廉化を実現することを政策目標とすべきと考えます。

(2) 新しい料金への対応について

公正な競争ルールが整備され、市場支配的な電気通信役務からの不当な内部相互補助を牽制・抑止する手法が整備されることが望ましいと考えます。

4. 指定電気通信役務のあり方について

指定電気通信役務制度の見直しにあたっては、以下の視点から検討を行う必要があると考えます。

(1) ブロードバンドサービス市場の競争を促進する視点

今後、国民生活・経済に大きな影響を及ぼすと予想されるブロードバンドサービスの市場におけるNTT東西の寡占化傾向が強まる状況(競争状況評価2007)においては、インフラ・レベルの競争促進に加えて、インフラ設備(指定電気通信設備)を保有する事業者が、設備をもたない事業者に、エンド・ツー・エンドのビットストリーム転送のためのインフラ設備を利用して、インフラ設備を保有する事業者の小売部門と同等の条件で提供する(参考資料)ことにより、サービス・レベルの競争を促進する必要があると考えます。

(2) 公正競争をモニタリングする視点

現行の料金規制(指定電気通信役務制度)においては相対取引が許容されていることから、これに関するセーフガードを設けることが必要と考えます。また、現行の「指定電気通信役務損益明細表の公表義務」については、適正な料金の維持および内部相互補助のモニタリングなどを目的として残す必要があると考えます。

参考： BTの公約

OFCOMは、BTに対し、そのネットワークへの真に平等なアクセスの確保（投入の同等性）を法的拘束力のある公約の形で義務付けている（2005年9月）。

その対象となる商品には、アクセス部門（Openreach）が提供する商品（音声市場における卸売回線レンタル、ブロードバンド市場におけるフルおよびシェアドの地域通信網、専用線市場におけるイーサネットベースのアクセスおよびバックホール）に加えて、

Wholesale部門が提供するIPStream（ISPがブロードバンドサービスを提供するために利用するIPLレイヤのビットストリーム商品で、BTはエンド・ツー・エンドのインフラを提供）が含まれている。

